

以下の内容をお読みになり、すべてご確認いただいたうえで、裏面にご署名ください。

1. 入所申請全般について ※すべての方に該当する項目です
(1) 希望保育施設の見学や、説明会等に参加します。
(2) 保護者の保育の必要性を確認する書類（就労証明書等）は揃えています。
(3) 就労先に提出する等で申込書の写しが必要な場合は、必ずコピーをお取りください。
(4) マイナンバーは正しく記入されましたか。マイナンバーについて記載が無い場合、市が保有する公簿等により確認し、当申請書に記入します。（申請書1枚目署名欄をご確認ください）
(5) 申請書類の内容が事実と異なる場合、教育・保育認定や施設入所内定、入所決定等を取り消すことがあります。
(6) 就労要件等で申し込んだ方であっても、出産予定月とその前後2か月の期間は、就労要件等の申請ではなく、出産要件での申請になります。入所した場合も産後2か月後の末日で退所となりますのでご注意ください。
(7) 申請内容（住所、家族構成、勤務先、勤務日数、育休延長、就労先内定からの就労開始等）が変更になった場合には、必ずご連絡ください。入所月中に市外に転出した場合、継続通園はできません。
(8) 証明書類の記載に整合性がない場合や、不明点がある場合には勤務先等に問い合わせることがあります。
(9) 就労証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったことが判明した場合は、原則として申請は無効、内定・入所は取り消しとなり、すでに通所していても即時退所となります。
(10) 入所の意思がなくなった場合は、必ず取り下げ願いを提出してください。他市へ転出する場合は、原則として申請は自動取り下げになります。
(11) 入園のしおりの内容について、よく読みました。
2. 認定証について ※すべての方に該当する項目です
(1) 認定証は、入所希望月の選考終了後、入所選考結果とともに送付します。（既に認定されている場合を除く。）
(2) 認定証は、各保育施設との契約時に必要となる書類です。失くさずに必ず保管してください。
3. 入所利用調整(入所選考)について ※すべての方に該当する項目です
(1) 入所利用調整は締切日までに提出された書類をもとに行います。締切り後に提出された場合は、次月の利用調整分から指数に反映します。
(2) 申込児童のきょうだいに保育料の滞納がある方は、指数が減点されます。滞納があると、利用調整上不利になる場合があります。
4. 保育施設の入所について ※すべての方に該当する項目です
(1) 在園中に保育実施基準表の最低要件を満たさなくなった場合は、退所となる場合があります。
(2) 入所月の勤務状況等が入所申請時の勤務状況等と異なったことにより「保育の実施基準」の指数が下がってしまう場合、入所月中に申請時と同等の指数にならないと、原則として退所となります。
(3) 保育園の保育時間は、就労等の実態に合わせて保育の必要な時間を施設と保護者で相談の上、決定します。
(4) 小規模保育施設C型及び家庭的保育施設を利用する場合、すべての方の保育の必要量は「短時間」認定となります。実際の保育時間は各施設の開所時間のうち、原則として最大8時間となります。
(5) 在園中、第2子等の出産により育児休業を取得する場合、出産月から起算して3か月後の初日から保育の必要量が「短時間」に変更となります。その期間中の保育時間は保育施設の定めた時間となります。
5. 延長保育について ※すべての方に該当する項目です
延長保育は、公設公営園、公設民営園、私立園で延長保育時間や金額設定が異なります。入園のしおりに記載がありますので、希望施設の延長保育について確認してください。なお、小規模保育施設C型及び家庭的保育施設は原則延長保育を実施していません。
6. 副食費について ※すべての方に該当する項目です
認可保育園の3歳児クラス以上の児童については、原則として給食食材料費（副食費）が徴収されます。
7. 既に令和8年度中の入所申込みをして、現在入所保留(待機)中の方
<p>① 1月に入所内定の場合、令和9年度分の入所申請は「転所」扱いとなります。</p> <p>② 2月に入所内定の場合、令和9年度分の申請は原則として自動取り下げになります。</p> <p>※いずれも小規模、家庭的保育施設、かたばみ保育園の2歳児クラスに入所内定した児童は対象外</p> <p><u>令和8年度中の入所を希望しない場合は、令和8年度入所申請の取り下げ手続きをしてください。</u></p> <p>2月入所内定児童において、令和9年度の申請を継続希望の場合は、4月（二次）の申請期間までに「入所希望施設変更届」にて申請継続希望の旨をご申してください。この場合、令和9年度の利用調整は4月二次分から調整対象となり、転所申請扱いとなります。保留となった場合5月以降継続的に転所申請者として利用調整対象となります。（転所に関する確認事項は14番をご確認ください）</p> <p>なお転所申請の場合、同点時の優先順位で優先度が下がります。</p>

裏面につづきます

確 認 票

8-1. 令和8年1月1日現在、他市に居住していた方	
令和8年度住民税（非）課税証明書（全ての控除額が記載されたもの）は準備しました。	
8-2. 【9月から2月分申請の方で】令和9年1月1日現在、他市に居住していた方	
令和9年度住民税（非）課税証明書（全ての控除額が記載されたもの）は準備しました。	
9. 現在育児休業中の方（育児休業取得予定の方を含む）	
(1)	申請書裏面の項目で「保育を希望するが、申し込んだ園に落選した場合は育休延長等も可」を選択した場合、利用調整指数が著しく減点されます。そのため入所内定しづらくなりますが、施設に空きがあり希望者がほかにいない場合は入所内定となる場合もあります。入所内定した場合、内定を取り下げても「入所保留通知書」は発行できませんのでご了承ください。 年度途中に「直ちに復職希望」に変更したい場合は、各月申請期間中に「入所希望保育施設変更届」をご提出ください。
(2)	入所したらその月中に、申請時と同じ状態で職場に復職することが必須です。復職とは育児休業の承認を受けた勤務先に、同じ契約条件で就労することです。育児短時間制度を利用する場合（就労証明書の12「育児のための短時間勤務制度利用有無」の記載がある場合）は除きます。 復職したら指定の期日までに「変動届」と「就労証明書」を提出してください。なお、入所月中に復職できない方は、月末で退所となります。
(3)	複数児童を同時に申請して、そのうち1人でも入所が決まった場合は、復職していただく必要があります。（ただし、転所児童や小規模保育施設、家庭的保育施設を卒所する3歳児クラス新規入所児童はこの限りではありません。）
10. 求職中の方（就労内定、自営業開業予定者含む）	
(1)	求職中（内定含む）の入所期間は3か月間です。入所したら3か月以内に就労を開始し、「就労証明書」を提出してください。 就労内定、自営業開業予定の方も、就労開始後改めて「就労証明書」の提出が必要です。
(2)	複数児童を同時に申請して、そのうち1人でも入所が決まった場合は、期間内に就労開始していただく必要があります。
11. 0歳児の入所月齢について	
0歳児の入所月齢は、公設公営保育園では生後6か月から、公設民営・私立保育園、小規模保育施設、家庭的保育施設では生後57日目からとなります。	
12. 0歳児出生前仮申請をされる方 ※4月1日付入所申請のみ	
(1)	母子健康手帳の表紙と分娩予定日のわかるページのコピーを添付しました。
(2)	令和9年2月3日（水）までにお生まれになりましたら、出生届を提出後、母子手帳の出生日が分かるページのコピーを持参し、本申請の手続きをしてください。令和9年2月10日（水）までに本申請がされなかった場合、仮申請及び内定は取り消しとなります。本申請の手続きは保育幼稚園課窓口もしくは電子申請のみです。
(3)	出産予定の子が令和9年2月4日（木）以降に生まれた場合は、令和9年4月1日時点で生後57日目に達しないため、仮申請及び内定は取り消しとなります。その場合は令和9年5月1日付入所希望として改めて申請が必要です。
13. 入所希望月前後5か月以内に出産予定のある方、出産要件で申請される方	
入所希望月が出産予定月とその前後2か月の期間の場合は、就労要件等の申請ではなく、出産要件での申請になります。入所期間は出産予定月から起算して2か月後の末日までです。期間満了で退所となるため、次月以降も保育を希望する場合は新たにお申込みが必要です。ただし、新たに選考し直すため、継続的な通所が出来ない場合があります。	
14. 転所申請する方	
(1)	転所内定の取り下げはできません。 転所で申込み、希望下位で内定した場合でも、それまで在籍していた保育施設は退所となります。
(2)	転所となった場合は、再度園医等による「入所前健康診断」の受診が必要となります。（実費負担）
15. 保育所の民営化について ※ちゅうおう保育園・ひばり保育園・上の原さくら保育園を申請される方	
ちゅうおう保育園は民営化の対象園となっており、令和11年4月に公私連携型保育所に移行し、施設の建て替えについては、原則として令和14年度に工事着手する計画です。また、令和5年度末時点でちゅうおう保育園に在園していた児童の保護者が他の保育園へ転園を希望する際には、他の保護者との公平性を損なわない範囲で考慮します。また、ひばり保育園、上の原さくら保育園は令和10年4月以降、公私連携型保育所への移行を予定しています。（詳しくは、入園のしおり中「11 保育サービスの施設整備・運営及び提供体制について」をご参照ください）	
すべての事項について確認し申請します。	(手書きで署名)保護者氏名 _____
不足書類がある場合は、後日提出します。	(手書きで署名)保護者氏名 _____